

所得段階別保険料

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)にまでの所得段階別保険料(年額)は、次のとおりです。

設定段階	対象者	保険料率	保険料年額(円)		
			令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度
第1段階	・生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の方	0.285	19,340	19,340	19,340
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	0.485	32,910	32,910	32,910
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入が120万円を超える方	0.685	46,490	46,490	46,490
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯の誰かは課税)で、前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の方	0.9	61,080	61,080	61,080
第5段階 (標準段階)	本人が市町村民税非課税(世帯の誰かは課税)で、前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円を超える方	1.0	67,870	67,870	67,870
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	81,440	81,440	81,440
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.35	91,620	91,620	91,620
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.6	108,590	108,590	108,590
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.8	122,160	122,160	122,160
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	128,950	128,950	128,950
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	142,520	142,520	142,520
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	156,100	156,100	156,100
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	162,880	162,880	162,880

企画・編集 石岡市 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険室
〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
TEL:0299-23-1111(代表) <https://www.city.ishioka.lg.jp/>

石岡市 ふれあい長寿プラン

～第9期～

(石岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

令和6年度～令和8年度

概要版



令和6年(2024年)3月
石岡市

計画策定の背景と趣旨

日本の総人口は総務省の推計によると、令和5年(2023年)1月1日現在、1億2,500万人(概算値)となっており、そのうち高齢者(65歳以上)が3,589万人を占めています。高齢化率は28.6%となっており、高齢者が4人に1人を上回る人口構成になっています。令和7年(2025年)には高齢者人口が3,677万人に、高齢化率は30.0%になると推計されており、団塊の世代が全て後期高齢者(75歳以上)になります。社会保障費の増大等が懸念され、「2025年問題」と呼ばれてきました。

こうした中、2025年問題が今期計画期間中に訪れ、また2040年問題にも対応できる持続可能な制度構築・地域づくりが必要となっていることから、社会保障制度改革、地域制度改革の検討が進められています。令和7年(2025年)を目標に進められてきた地域包括ケアシステムを基盤としてさらに前進させるため、各制度の調整が重ねられるとともに、より包括的な「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本市では、「石岡ふれあい長寿プラン~第8期~(石岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)」を策定し、高齢者福祉施策・介護保険事業を推進してきました。

第9期の石岡市ふれあい長寿プランにおいては、令和7年(2025年)とともに、令和22年(2040年)も視野に含め、中長期的展望のもとに第8期計画の進捗状況を点検するとともに、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進、地域共生社会の構築を目指して取り組んでいくことが求められています。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を法定根拠として策定したものです。

老人福祉法による「老人福祉計画」の内容は、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置が行われるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関するものです。

また、介護保険法による「介護保険事業計画」の内容は、介護保険の保険者である市が地域の被保険者の数や要介護者等の数を把握し、必要となるサービスの種類と量を予測して、あらかじめ確保する方策を用意するものです。

「老人福祉計画」の取組に「介護保険事業計画」の取組も含まれていることから、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

計画の期間

本計画は令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3か年を第9期計画期間とし、国の制度改正等に合わせて必要な見直しを行います。

高齢者人口の推計

第9期計画の期間は、令和6年(2024年)~令和8年(2026年)で80-84歳と85歳以上の人口が増える見込みとなっています。令和9年(2027年)以降は、65-74歳の前期高齢者は減少する一方で、75歳以上の後期高齢者は増加し続けることが見込まれます。

高齢者の人口推計

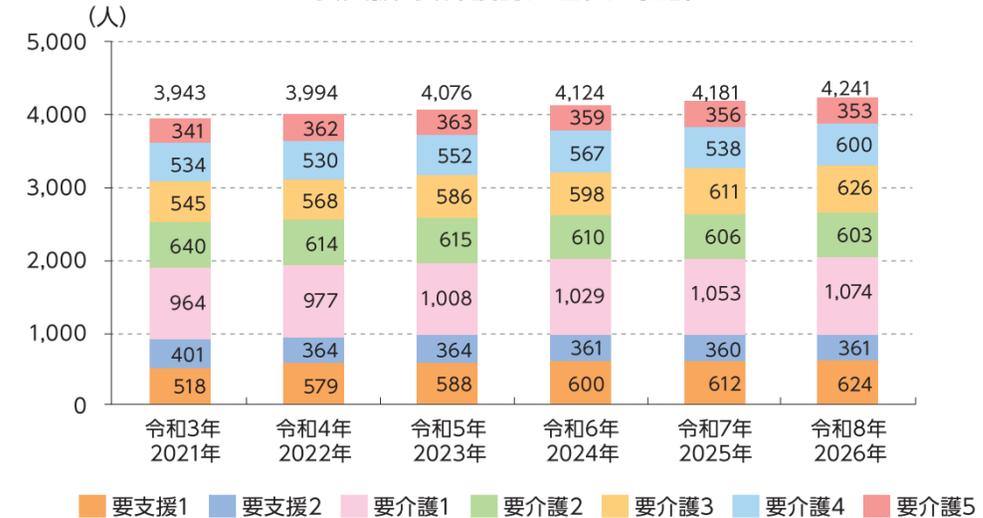


認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計について、平成30年(2018年)から令和4年(2022年)の実績値をもとに増加率の3か年平均値から算出しました。

要支援・要介護認定者数は今後もゆるやかに増加していくことが予想され、一番多くを占める要介護1は今後も増加が続くとみられます。

要支援・要介護認定者数の推計



基本理念と政策目標

本市が目指す高齢社会の姿の実現に向けた施策の方向性を示すものとしての本計画の位置づけを踏まえ、第8期計画からの基本理念、政策目標を継承し、介護保険制度の目的である「高齢者の自立支援」と「高齢者の尊厳の保持」を基本理念として掲げます。

基本理念に基づき、政策目標に「誰もが 輝く未来へ 共に創る石岡市」を掲げ、基本目標と重点的に取り組むべき課題を以下のとおりとします。

基本理念:「高齢者の自立支援と尊厳の保持」

政策目標

「誰もが 輝く未来へ 共に創る石岡市」

基本目標

身近で安心な介護サービスの基盤づくり

いきいき・健康のまちづくり

やさしさあふれる地域づくり

重点課題

I 認知症介護を支える環境づくり
 II 身近な介護サービス基盤づくり
 III 安心できる介護サービスづくり

I 長寿でいきいき暮らすまちづくり
 II 介護予防の推進と健康づくり

I 助け合い、支え合う地域社会づくり
 II 安心・安全に暮らせるまちづくり
 III 高齢者にやさしいまちづくり

身近で安心な介護サービスの基盤づくり

認知症介護を支える環境づくり

認知症理解の普及・啓発

認知症の普及啓発及び相談窓口の充実のために、認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チームを配置・設置しています。また、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業所、認知症サポーター、認知症キャラバン・メイト等の幅広い地域において認知症の人を支援する関係者との連携を図っていきます。さらに、認知症に対する意識の向上のため、本市のホームページや広報紙、出前講座等で啓発するとともに、石岡市版認知症ケアパスの活用を推進します。

	第8期計画(実績値)			第9期計画(計画値)		
	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度 (見込)	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度
認知症サポーター数 (累計:人)	5,206	5,363	5,430	5,619	5,815	6,018

権利擁護事業と成年後見制度の利用支援

地域包括支援センターにおいて、警察、消費生活センター、社会福祉協議会等との連携を強化しながら、権利擁護の視点で相談に応じ、適切な情報の提供や支援を行うなど、地域で暮らす高齢者等にとって身近な相談業務を充実します。

また、相談窓口や権利擁護事業について、広く市民や事業者などに普及啓発するとともに、関係機関との連携により、円滑な利用を促進します。

	第8期計画(実績値)			第9期計画(計画値)		
	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度 (見込)	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度
権利擁護相談対応 実人数(人)	33	21	70	75	80	85
権利擁護相談対応 延べ回数(回)	335	166	500	525	560	595

いきいき・健康のまちづくり

長寿でいきいき暮らすまちづくり(生涯現役プロジェクトの推進)

生涯スポーツの推進

【高齢者でも無理なく行えるニュースポーツの普及】

子どもから高齢者まで年齢や体力に関係なく、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に楽しめるニュースポーツとして、ターゲットバードゴルフ教室・大会やスポーツ吹矢大会等を開催して、生涯現役でスポーツを楽しんでもらえるよう各種教室・大会を実施しています。高齢者にとっては、体力や筋力の低下により競技性の高いスポーツへの参加が難しくなりがちであることから、身体に無理な負担をかけることなく楽しむことができるニュースポーツ等の普及・振興に努めます。

また、福祉施設等との連絡・連携を密にし、施設入所者を含めた高齢者の身体活動の機会増加について積極的な啓発を行うとともに、高齢者の健康、体力づくりに資するスポーツ活動の充実を図り、こうした活動を通じた交流、仲間、生きがいづくりの支援に取り組みます。

【事業例】高齢者スポーツの充実・生きがいづくりの場としての教室の充実・各種スポーツ大会や教室への高齢者の参加促進・ターゲットバードゴルフ教室や大会の実施・スポーツ吹矢大会の開催・ソフトバレーボール大会等

生涯学習への支援

高齢者の学習意欲を高めるため、中央公民館などにおいて高齢者向け講座を実施するほか、生涯学習活動に対する支援に努めます。

施策・事業名	内 容
高齢者対象の学級・講座の開催	中央公民館や各地区公民館などで、年齢にふさわしい社会能力の向上や、地域が抱える課題等に対する学習機会を提供するとともに、生きがいや仲間作りのための場を提供していきます。
歴史の里いしおか市民講師	市民が市民講師として登録し、他の市民を対象とした講座を開くことで自ら持つ能力や技術を地域社会に還元する制度です。生涯学習の支援となると同時に市民講師としての「教える」ことを通じた生きがい作りの2つの効果が期待できます。

やさしさあふれる地域づくり

安心・安全に暮らせるまちづくり(事故防止・防犯対策の推進)

高齢者虐待防止対策の推進

虐待(疑い)発生時は、早期に介入し虐待状況の終結を目指します。ケアマネジャー等の高齢者虐待防止に関わる支援者の連携体制の充実や援助技術の向上を図るため、事例検討を行うなど研修内容を充実させます。

【実績値と計画値】

		第8期計画(実績値)			第9期計画(計画値)		
		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度 (見込)	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度
虐待相談 (疑い含む)対応	実人数 (人)	18	15	15	15	15	15
	延べ回数 (回)	226	84	50	50	50	50
権利擁護相談 対応	実人数 (人)	33	21	70	75	80	85
	延べ回数 (回)	335	166	500	525	560	595

高齢者の防災対策の推進

自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉団体などと連携し、避難行動要支援者を対象とした防災対策の普及啓発事業を推進します。

施策・事業名	内 容
自主防災組織の活性化	災害による被害を最小限にとどめるため、地域の連携意識に基づく自主的な防災活動の活性化を図ります。
避難行動要支援者の支援	災害時に迅速かつ確かな対応がとれるよう、関係機関と連携を図りながら、避難行動要支援者避難支援名簿の新規登録、更新を行い、平常時から関係機関等と情報を共有するなど、状況に応じた避難を支援します。
災害時における支援体制の整備	高齢者などの避難行動要支援者の災害時における安全を確保するため、避難行動支援制度について、福祉関係団体などの協力を得ながら高齢者などの避難行動要支援者へ制度周知を図るとともに、個別計画の普及を進めていきます。また、介助員の派遣、福祉車両の借り上げ等について福祉関係団体との協定締結等を進めていきます。
福祉避難所の設置	災害などの緊急時における支援体制の拠点として、避難所生活において特別な配慮を要する高齢者などに対応した福祉避難所の迅速な設置に取り組みます。
防災意識の高揚	市の担当窓口や「広報いしおか」、出前講座、福祉関係団体などを通じて、防災についての情報提供を行うことで防災意識の高揚を図ります。
障がい者等への支援	障がい者などで、言葉や文字での意思疎通が難しい方に着用してもらう防災ベストの整備など、災害時に配慮を要する人に必要な支援が行き渡る環境づくりを進めていきます。